

事 務 連 絡

平成 26 年 3 月 7 日

各都道府県衛生主管部（局）御中

厚生労働省健康局結核感染症課

平成 26 年度における日本脳炎の定期的予防接種の積極的勧奨の取扱いについて

日頃より、予防接種行政につきまして、ご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

日本脳炎の定期的予防接種については、「予防接種法第 5 条第 1 項の規定による予防接種の実施について」（平成 25 年 3 月 30 日付け健発 0330 第 2 号厚生労働省健康局長通知。以下「通知」という。）の別添「定期予防接種実施要領」に基づき実施されているところですが、平成 26 年度における、積極的勧奨の差し控えにより接種機会を逃した者に対する取扱いについて、第 7 回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会予防接種基本方針部会（平成 25 年 11 月 18 日）での審議を踏まえ、下記のとおりとする予定ですので、予めご留意いただき、貴管内市町村（保健所を設置する市及び特別区を含む。以下同じ。）及び関係機関等に対し周知方よろしくお願いいたします。なお、本内容は、追って通知等でお知らせする予定です。

記

- 1 平成 26 年度に 8 歳又は 9 歳となる者（平成 17 年 4 月 2 日から平成 19 年 4 月 1 日まで
に生まれた者）については第 1 期の追加接種が十分に行われていないことから、積極的
な勧奨をお願いいたします。
- 2 平成 26 年度に 18 歳となる者（平成 8 年 4 月 2 日から平成 9 年 4 月 1 日までに生まれ
た者）については、第 2 期の予防接種（以下、「2 期接種」という。）が十分に行われて
いないことから、平成 26 年度中に、2 期接種の不足分について、積極的な勧奨をお願い
いたします。
- 3 積極的勧奨の差し控えが行われた期間に、定期的予防接種の対象者であった者のうち、
1 期接種を完了していた者に対しては、市町村長等が実施可能な範囲で、2 期接種の積
極的な勧奨を行っても差し支えありません

【照会先】

厚生労働省健康局結核感染症課

電話：03-5253-1111（内線 2383）

FAX：03-3581-6251

日本脳炎の積極的勧奨の差し控えに対する平成 26 年度の対応について（案）

1. 第 1 期の追加予防接種について
平成 26 年度に 8 歳又は 9 歳となる者（平成 17 年 4 月 2 日から平成 19 年 4 月 1 日までに生まれた者）については第 1 期の追加予防接種が十分に行われていないことから、平成 26 年度中に第 1 期の追加接種の不足分について、積極的な勧奨を行う。
2. 第 2 期の予防接種について
平成 26 年度に 18 歳となる者（平成 8 年 4 月 2 日から平成 9 年 4 月 1 日までに生まれた者）については、第 2 期の予防接種（以下「2 期接種」という。）が十分に行われていないことから、平成 26 年度中に、2 期接種の不足分について、積極的な勧奨を行う。
3. その他
積極的勧奨の差し控えが行われた期間に、定期の予防接種の対象者であった者のうち、1 期接種を完了していた者に対しては、市町村長等が実施可能な範囲で、2 期接種の積極的な勧奨を行っても差し支えない。

○ 日本脳炎の定期的予防接種について → 26年度の見通し【イメージ】

● 定期接種の対象年齢

- 1期・・・生後6か月以上7歳6か月未満
- 2期・・・9歳以上13歳未満

● 積極的勧奨を実施する期間(標準的な接種年齢)

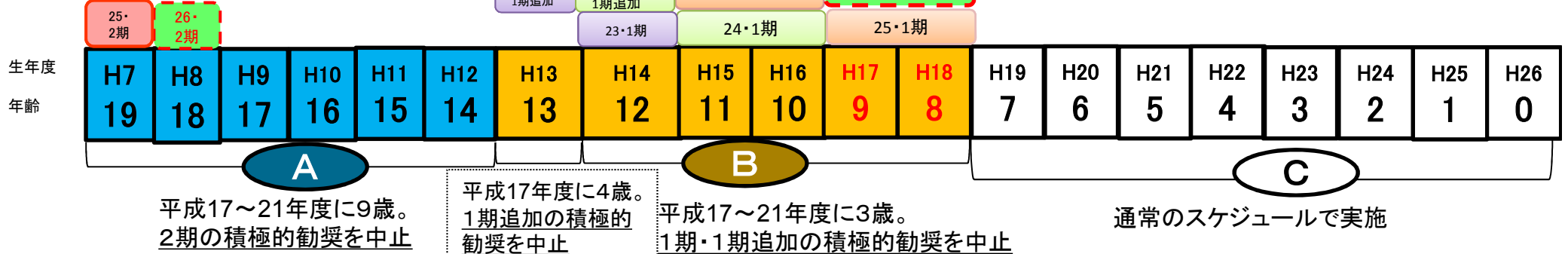
- 1期(2回接種)・・・3歳 1期追加(1回接種)・・・4歳
- 2期(1回接種)・・・9歳

- ・マウス脳由来ワクチン接種後の重症のADEM(急性散在性脳脊髄炎)の発生を踏まえ、平成17年5月30日から、積極的勧奨を差し控え、特に希望する者のみに接種することとした。
- ・平成21年2月に「乾燥細胞培養日本脳炎ワクチン」が薬事承認されたことから、積極的勧奨の差し控えは平成22年3月31日に終了し、ワクチンの供給状況を踏まえつつ、順次、積極的勧奨を再開している。

※生まれた年度／平成26年度に迎える年齢(歳)

政令上の接種対象年齢

【積極的勧奨の実施】



平成17年度に4歳。1期追加の積極的勧奨を中止

平成23年度: 9歳(1期)、10歳(1期追加)接種の積極的勧奨

平成24年度: 8歳、9歳(1期)、10歳(1期追加)接種の積極的勧奨

平成22年度～: 3歳児の積極的勧奨を再開(通常の接種スケジュールで実施)

平成25年度までの対応

- 【政令改正】
- ・20歳まで接種可能とする者に、平成7年4月2日～5月31日生まれの者を追加(25年度)
- 【積極的勧奨の実施】
- ・1期接種の積極的勧奨 → Bの25年度時に7歳(H18年度生)、8歳(H17年度生)の者
 - ・1期追加接種の積極的勧奨 → Bの25年度時に9歳(H15年度生)、10歳(H16年度生)の者
 - ・2期接種の積極的勧奨 → Aの当時18歳(H7年度生)の者
 - Bのうち積極的勧奨の差し控え期間中に1期・1期追加の接種を完了した者(ただし市町村が実施可能な範囲で実施)

平成26年度の対応(予定)

- ・1期追加の積極的勧奨 → Bの8歳(H18年度生)、9歳(H17年度生)
- ・2期接種の積極的勧奨 → Aの18歳(H8年度生)
- Bのうち積極的勧奨の差し控え期間中に1期・1期追加の接種を完了した者(ただし市町村が実施可能な範囲で実施)

・平成28年度から、積極的勧奨再開後の9歳児の2期接種の勧奨を予定